

# 平成23年度第1回射水市協働のまちづくり推進会議概要

## □開催日時

平成23年7月27日(水) 午後1時30分～午後3時15分

## □開催場所

射水市役所小杉庁舎 3階301会議室

## □出席委員

奥田實委員、島田重太郎委員、新中孝子委員、徳永勝久委員、岡村祥子委員、林みゆき委員、堀田豊和委員、山口花子委員

(委員10人中8人出席)

## □事務局

泉洋副市長、三川俊彦市長政策室長、渋谷俊樹市長政策室次長、尾山伸二まちづくり課長、竹島敏和まちづくり課主幹、長谷川寛和市民協働係長、水島芳徳主任

## □会議概要

### 1 開会

### 2 市民協働の取組について

委員 資料2 (2) 市が行っている事業の意味合いは。

事務局 今まで市が実施していた事業を地域振興会に交付金という形で地域振興会に渡したもの。行っていたという表現がよかったかと思うが、これまで市が行っている事業で、地域振興会へ移管した事業の内訳のこと。

委員 委託事業ということか。

事務局 委託というか交付金という形である。委託契約的なものについては、締結していなくて、交付金という形でお渡ししている。

委員 表現の問題かもしれないが、地域の方から市の事業を押し付けられているという感想もでてきているが、こういう表現になってしまうと下請けしているようなニュアンスになってしまう。もう少し認識を変えたほうがいいのではないか。

事務局 事務局サイドとしても今まで、交付金を交付する交付金要綱に基づいて事業をやってきていただいた。市が行っていたという表現については、そういうような位置付け、意味合いにとられることもあるので、表現的には変えさせていただく。地域振興事業の中で一本化するとか検討していきたいと考えている。

委員 横文字にすると(アダプト事業など)意味がわからなくなるので、少し自主的にやっているという名称にしたほうがいいのではないか。

事務局 意見として拝聴する。

委員 資料4 2ページ 補助金合計が2,100千円とあるが実際には採択の分450千円だけの支出なのか。

事務局 そのとおり450千円である。

委員 事業に対する予算はどのぐらいか。

事務局 公募提案型 全体で2,000千円であり予算額2,000千円のうち450千円を交付する。

委員 先ほどの2,000千円は資料のどこにあるのか。

事務局 資料2の地域提案型については2,000千円と説明させてもらったが、公募提案型については表記していない。地域提案型も公募提案型もそれぞれ2,000千円ずつ4,000千円を計上している。

委員 別予算なのか。

事務局 別予算になる。

委員 市民協働の予算の全体の枠になるのか。

事務局 市民協働の予算全体となるともう少し増えてくる。

委員 今後の話だが、条例を作ると予算をもっと明確にしておかなければならないと思う。財政基盤とか。

委員 市民協働の中で地域型、公募提案型以外に何かあるのか。

事務局 市では、NPO法人の設立に対する経費を予算化している。上限10万円を登記、準備費用としてみている。また、まちづくり大学の運営費も費用として計上している。

委員 ①生涯学習の推進について、教育委員会の下にあったのがどうなったのか。

②公民館と上部団体との関係、県の公民館協議会など公民館主事の研修などとコミュニティセンターの事務職員とのつながりについて、③27万円が生涯学習の委託料として計上されているが、まちづくり課からだされているのか。

事務局 ①、③にも関係するが、27万円については、公民館時代と同じく教育委員会から各地域振興会に委託している。委託なので、交付金という形ではなく、27万円は生涯学習として活動資金として使ってもらうために教育委員会からでている。

②の上部団体、いわゆる県の公民館連絡協議会とのつながりについてだと思うが、コミュニティセンターの中にはセンター長は施設の長として維持管理の責任者としておいている。一方、生涯学習推進委員という形で別に置いている。この方については、教育委員会から任命している。任命されている生涯学習推進委員の方々が集まって市の生涯学習推進連絡協議会を作り、県の公民館連絡協議会とのやりとりをされているということで、公民館時代においてもコミュニティセンターに移行しても上部団体とのつながりはもっておられる。

### 3 (仮称)市民協働のまちづくり推進条例の制定について

委員 自治連から条例の制定を早めてくれという意見があったと言われたが、それについて、ここで早めるかどうか協議するのか。

事務局 スムーズに条例の制定についてきっちり話し合いができれば早めることは可能である。

委員 この会議で条例の制定について早めればいいと思えば早めればいいと言えればいいし、別に急ぐ必要がないと思うなら、急ぐ必要がないという意見を出せばいいのか。

事務局 はい。

委員 条例は12月議会で制定してほしいという考えは変わっていない。市民協働のまちづくりの50%以上は地域振興会がカギを握っていると思う。地域振興会の位置付けがはっきりしないために、地域振興会制度を理解しようとしないう方がいる。制度としてはっきりと示さなければいけない。条例の中で地域振興会の役割の中で細かい地域振興会の性格まで打ち出すことはできないと思うが、何らかの形で位置付ける必要があると思う。先進地の越前市、三重県の名張市に行ってきたが、10年近く地域振興会制度をやっているが、いずれも、基本的な協働の条例の下に地域振興会設置規則(条例)を定めて地域振興会の役割を、性格をはっきりと書いている。そういうものを検討すればどうか。

もう一つは交付金についてですが、射水市は交付金制度に基づいて交付をしているが、射水市の交付金条例を少し改正するか、協働事業に対する交付金の規則とかできるのかどうか検討して交付金についても理解をしやすいように考えてほしい。また、地域振興会については、明確な条項、規則を設置してほしい。

事務局 越前市は振興条例でもっている。地域振興会の位置づけをうたっている。射水市の場合は、市民協働全体のまちづくり条例、当然地域振興会が中心となって進める市民協働ではありますが、NPO法人と他のところもいろいろ市民協働を進める役割は当然でくるわけで、そういったものも含めた市民協働の条例、個別の条例を制定していきたいと考えている。地域振興会の位置付けについては、この条例の中でうたう、また、他の手法があるのか検討していきたい。

委員 まちづくり大学の卒業の方の中で、地域振興会の手伝いをしたいと思っている方を把握しているのか。そういう場で活躍したいとかしたくないとか、アンケートをとったりしているのか。

事務局 各講義を通してアンケートをとっており、また最終的に全体を通してアンケートをとらせてもらっている。まちづくり大学を通じて今後地域活動、社会活動されるかアンケートをしている中で、言われるように今現在、卒業された方が地域振興会の事務局の職員として入っている方もおられるし、NPOの活動団体の方に入られている方もおられる。一方、まだ何をしたいかわからないという方もおられた。アンケートをとりながら追跡というか調査をしている。

また卒業生を対象とした特別コースもやっているの、地域振興会ということもあるが、他の各種団体との活動についてもお願いしたいと考えている。

委員 地域振興会の会長さんに、こういう人がいるという情報を提供してほしい。

事務局 その辺は行っているし、今後も行っていきたい。

委員 市民参画と協働推進と二つの柱に分かれているが、二つに分けたほうがいいのか、協働事業の中に市民参画と組み入れたほうがいいのか、問題点があったが。指針では中に入っているのか。

事務局 基本指針の中には、協働を実施するための一つの手法という形で参画ということができてきている。協働を進める手法というのが、今言いました委託、補助、共催とか後援とかもある。

庁内の推進委員会で話をしている中で、協働の一つの手法なのに、参画のみ別立てする必要があるのか、また協働の推進という形で一つにして条例として見やすいとか解りやすい形にすればどうかという意見もあったことから、市民参画の推進の論点でもあげているが、協働事業の推進とあわせて明記したほうがいいのかと記載した。

委員 しかし、別立てにした意図もあるのでは。

事務局 基本指針を出したときは、地域振興会なりNPOなり、体をかけて事業を実施しているものと、そうではなくて、いろいろな施策とか発言の機会などを参画という形で出させてもらった。基本指針を読み返してみるとあくまでも実施の一つの手法となっている。

委員 二つに分ける必要はないと考える。市民参画の推進が(10)(11)となっているが、協働事業の推進と推進会議の間に入れることはできないか。あまり頭の使わないやつは下に並べればどうか。

委員 参画の結果の公表が別立てしてあるが、全ての情報は公表しなくてはならないので、協働事業の公表が最後にきてもいいと思う。(12)の上あたりに市民参画推進、その次に事業の協働化でもいいと思う。ある意味、協働事業は市民参

画を乗り越えていると思う。入り口みたいなもの。

事務局 意見として拝聴する。

委員 (9)の情報の共有化をどうするか。

事務局 庁内会議の方でも少し重複している部分がまだあるので、そこら辺が解り難くなっているといった意見もあった。

委員 3 ページの地域性の原則。少し議論があったという話だが、やはり六つの中で地域性の原則だけが、少し種類が違うと思う。必要ないと思う。それだけ入れると地域振興会のためだけに、わざわざ入れたように思われる。地域性の原則はあえて入れなくていいと思う。5 番目まででいいと思う。自主性・自立化の原則の中に含まれるのではないか。

委員 他の団体とのことを考えていくと地域性がどうのこうのということは違うような気はする。

事務局 基本指針の中では、自主性・自立性の原則についての説明は、パートナーである市民が、自主的に活動することを尊重するとともに、市民と行政の双方が自立した存在となるように努めますが自主性・自立性の原則と指針の中ではうたっている。

委員 地域性は。

事務局 地域性は、各地域の文化・伝統・歴史を尊重しながら協働に取り組むとともに、地域の活性化に貢献しますという形での地域性となっている。

委員 地域振興会の規則を作ったら、そこに入れておけばどうか。

事務局 意見として拝聴する。

委員 どこで個性を出すかが大事だと思う。

事務局 意見として拝聴する。

委員 たとえば、女性団体なら女性団体の歴史とか働きがあるのだろうし、高齢者なら高齢者の……。そういう意味の表現に変えることもできるのでは。

事務局 狭い射水市ですが、海から山まであって、地域の特性というものがあるので、市民協働事業を行うについても、それぞれの地域の特性に応じた市民協働事業が必要ではないか。当然、地域振興会のみならず、NPO法人で行われる市民協働事業についても、それぞれの地域性に応じた活動というものをされてくると思うので、地域振興会だけということではないと思う。

委員 条例体系図の(1)(2)が各条例になってくるのか。

事務局 最終的にはそういったイメージで思っている。

委員 条例体系図の四角で囲んであるのは章なのか。

事務局 体系図でいうと章立てという格好にはなっている。最終的に何条の条例になるかわからないが、16条ぐらいなら章立てまで必要ないのかなと思う。自治基本条例ぐらい大きい条例ですと、前文があったり章立てにしたりということはあろうかと思う。

委員 自治会連合会と地域振興会とはいつごろまで組織を一元化していくのか。

事務局 今年度中に話し合いをいただいて来年度から移行していきたいという思いである。

委員 その場合、条例の文言は変わってくるのか。

事務局 そこは影響ない。地域振興会というものの位置付けとしてあげるかあげないかということはある。

委員 地域振興会は地域を代表する組織であるとか、あるいは市との窓口は地域振興会であるとか、そういう文言がなければダメ。

大方の人は自治会と地域振興会の位置付けは皆さん理解している。市民に対しても市とのパイプ役は地域振興会であると周知していく必要がある。

3~4人の方が理解しようとしない。えらいとかえらくないとかというものの価値判断しかしないので弱っている。私の前では応援しているが、実際はダメ。

#### 4 その他

次回は8月下旬で考えている。3回目4回目の日程については、進捗状況を見てスケジュールを決めさせてもらいたい。

#### 5 閉会